

【後期 第六問】

被告人 X の長女は日頃より長女が通学する小学校の担任教諭 A に執拗に大声で罵倒されたり、殴られたりといった嫌がらせを受けていた。X は学校へ赴き、校長に対して抗議をしたが、A も校長も知らぬ存ぜぬであり、まったく相手にされなかった。その対応に対して、激怒した X は妻と共謀の上、深夜 2 時頃、A が所有する自転車(以下「本件自転車」)に、ガソリン約 1.45L をかけこれにライターで点火して放火した。本件自転車は、幹線道路を挟んで農協の建物に隣接する駐車場に駐輪されており、本件自転車から西側へ 2m の位置に別の自転車が駐輪されていた。さらに西側へ 15m の位置に自動車が駐車されていた。また、本件自転車から東側へ 7.4m の位置には不法投棄されたゴミ(タイヤやテレビ等)が当時約 100 kg 置かれていた。そして、ゲートボール場兼公園が駐車場に隣接していた¹。

もつとも、本件自転車が駐輪されていた場の半径 50m 以内に住宅はないものとする。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高平成 15 年 4 月 14 日第三小法廷決定

¹ これらの位置関係については別紙「後期 第六問 参考図」を参照。